

質問：(西部) こども園になれば、PTA組織はありますか？

回答：すでにある公立の認定こども園「神津こども園」では、保育所（2、3号認定）と幼稚園（1号認定）の保護者が協力して実施しています（例えば、PTA定例会を土曜日の午前中に行う、夏祭りの役割分担を明確にする等の工夫がなされています）。

新たなこども園でも、引き続き、PTAが組織され、市内各PTAとの交流や研修等を行っていただけるものと認識しています。

質問：送迎は今までの桜台幼稚園と同じように保護者が徒歩で、となりますか？

回答：通園方法はこれまでの徒歩によるグループ通園の教育的効果を踏まえつつ、今回の再編により通園距離が延びることもあり、これまでの徒歩によるグループ通園だけでなく、自転車での送迎も、保護者が柔軟に選択していただけるようにしています。

質問：1号認定、2号認定の違いはなんですか？

回答：子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園などの就学前施設を利用する際に、支給認定を受ける必要があり、その認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

1号認定は、学校教育のみを受ける子ども、いわゆる「幼稚園」を利用でき、2号認定は、就労や疾病、障害など保護者の状況により保育を必要とする子ども、いわゆる「保育所」を利用できることとなります。

認定こども園におきましては、園を利用できる時間が異なることとなり、基本的に1号認定は12時まで、2号認定は、18時まで利用可能となります。

質問：(西部) こども園の建設の着工時期はいつですか？

回答：現在、平成32年4月からの供用開始に向け、2月頃には着工する予定しています

9月頃にはプール工事がはじまり、それ以降、何らかの工事が実施されるような状況であり、安全管理には十分に配慮して実施します。